

一般貸切旅客自動車運送事業 法令試験問題

【注意事項】

1. 携帯電話やスマートフォン等の電子機器の電源はお切りください。
2. 試験開始の合図があるまで、問題用紙は開けないでください。
枚数は、表紙を含めて6枚あります。
3. 問題用紙に解答欄がありますので、問題用紙は持ち帰れません。
4. 試験開始の合図がありましたら、最初に「事業者名」「受験者名」「席番号」
を確実に記入してください。
5. 本問題中「事業者」と記載しているものは、「一般貸切旅客自動車運送事業者」
を指します。また、設問の文中には、法令条文の一部を省略しているものが
あります。
6. 試験中に、「過去問題を見る」等の禁止されている行為を確認した場合、
不合格扱いとします。
7. 試験開始後30分経過した段階で、途中退席についてのご案内をします。
解答が終わり途中退席を希望される方は、他の受験者の迷惑とならないよう
静かに退出して下さい。退出後はご帰宅いただいて構いません。
8. 試験結果につきましては、郵送にて通知致します。

関 東 運 輸 局

申請者名（事業者名）

記入者名（受験者名）

席
番
号

I. 次の 1. から 15. までの文章で、正しいものには ○ 印を、そうでないものには × 印を（ ）内に記入しなさい。

1. 旅客自動車運送事業者は、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画）の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。（運輸規則第 35 条）

（ ○ ）

2. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。（運輸規則第 3 条）

（ ○ ）

3. 一般旅客自動車運送事業者は、自らが管理するウェブサイトへ運賃及び料金並びに運送約款を掲載している場合、営業所にこれらを掲示する必要はない。（運輸規則第 4 条）

（ × ）

4. 全ての旅客自動車運送事業者は前年四月一日から三月三十一日までの期間に係る事業報告書を提出しなければならない。（旅客自動車運送事業等報告規則第 2 条）

（ × ）

5. 一般旅客自動車運送事業者は、事業の貸渡しその他いかなる方法をもつてするかを問わず、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を他人にその名において経営させてはならない。（道路運送法第 33 条）

（ ○ ）

6. 事業者は、運行の主な経路における観光地及び公共施設の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。(運輸規則第28条)
(×)
7. 道路運送法における「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、無償で、自動車を使用して旅客を運送する事業である。(道路運送法第2条)
(×)
8. 一般旅客自動車運送事業者は、安全統括管理者を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
(道路運送法第22条の2)
(○)
9. 事業者は、一般旅客自動車運送事業の運送約款に、運送の引受けに関する事項を定めなければならない。(道路運送法施行規則第12条)
(○)
10. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。(運輸規則第47条)
(○)
11. 事業者の運転者は、乗務中、運行指示書を携帯しなければならない。(運輸規則第50条)
(○)
12. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、認可を受けなければその効力を生じない。
(道路運送法第36条)
(○)
13. 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。(道路運送法第30条)
(○)
14. 旅客自動車運送事業者は、運行管理者に対し、運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。(運輸規則第48条の4)
(○)
15. 整備管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。(道路運送車両法施行規則第32条)
(○)

II. 旅客自動車運送事業者の従業員に対する指導監督に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(運輸規則第38条)

- ・旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が(ソ)で定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができる(セ)並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その(ス)及び内容並びに指導監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を(シ)において(サ)保存しなければならない。

ア. 車庫	イ. 一年間	ウ. 経路	エ. 教育	オ. 通達
カ. 報告	キ. 基準	ク. 精神	ケ. 指導監督	コ. 電子媒体
サ. 三年間	シ. 営業所	ス. 日時、場所	セ. 運転技術	ソ. 告示

III. 道路運送法に関する次の条文について、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(道路運送法第1条)

- ・道路運送法は(サ)と相まつて、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の(シ)の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、(ス)を確保し、道路運送の(セ)の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて(ソ)を増進することを目的とする。

ア. 道路運送車両法	イ. 供給	ウ. 車両数	エ. 適正な運営	オ. 事業者
カ. 道路交通法	キ. 利益	ク. 旅行業法	ケ. 旅客の利便	コ. 訪日外国人
サ. 貨物自動車運送事業法	シ. 需要	ス. 輸送の安全	セ. 利用者	ソ. 公共の福祉

IV. 次の文中の（ ）の部分にあてはまる語句を 答. _____ の欄に記入しなさい。

1. 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を（ ）に適合するように維持しなければならない。（道路運送車両法第47条）

答. 保安基準

2. 事業者は、旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の輸送の安全に関する業務として、事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務に（ ）以上従事した者を安全統括管理者に選任できる。（運輸規則第47条の5）

答. 三 年

3. 一般旅客自動車運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報を（ ）しなければならない。（道路運送法第29条の3）

答. 公 表

4. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、（ ）ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。（道路運送法第8条）

答. 五 年

5. 大型自動車使用者等は、整備管理者を選任したときは、その日から（ ）以内に、地方運輸局長にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様である。（道路運送車両法第52条）

答. 十五日

V. 事業者が、その事業計画を変更しようとするときに、認可を受けなければならない場合があります。では、下記の中で認可を必要とする事項を選び、該当する事項には ○ 印を、そうでない事項には × 印を記入しなさい。

(道路運送法第15条)

- ① 営業区域の拡大 (○)
- ② 営業区域の縮小 (○)
- ③ 営業所の新設 (○)
- ④ 自動車車庫の位置の変更 (○)
- ⑤ 営業所の名称の変更 (×)

VI. 旅客自動車運送事業の運行に関する状況の把握のための体制の整備に関する次の文中、() 内に入る字句として正しいものを下欄から選び、() 内に記号を記入しなさい。

(運輸規則第21条の2、解釈・運用通達)

- ・旅客自動車運送事業者は、異常気象、乗務員等の体調変化等の発生時に、乗務員等に対して必要な措置を適切に講じるよう、事業用自動車の運行中は、(ア) に対する指示等を適正かつ確実に行える体制を整備しなければならないことを義務付けたものである。
- ・この趣旨を勘案し、体制の整備の具体的な取り扱いとしては次のとおりである。

- ①旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行中は、電話その他の方法（携帯電話、業務無線等により乗務員と直接対話できるものでなければならず、電子メール、FAX等一方的な連絡方法は該当しない。）を用いて、乗務員に対し必要な指示等を行える (イ) を整備しなければならない。
- ②一般乗合旅客自動車運送事業者（乗車定員10人以下の事業用自動車の運行のみを行う営業所を除く。）及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の形態上、長距離又は大量旅客輸送が想定され、異常気象、乗務員の体調変化等の発生時に (ウ 又は ケ) 等の判断、指示等に伴う調整が必要となることから、①の規定に加えて、事業用自動車の運行中少なくとも一人の (エ) は、一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の (セ) に従事せずに、異常気象、乗務員の体調変化等の発生時速やかに運行の中止等の判断、指示等を行える体制を整備しなければならない。

ア. 乗務員等	イ. 連絡体制	ウ. 運行の中止	エ. 運行管理者	オ. 輸送の安全
カ. 旅客	キ. 適正かつ確実	ク. 労働時間	ケ. 運行の中止	コ. 代表者
サ. 点検作業	シ. 事業計画変更	ス. 警察官	セ. 運転業務	ソ. 整備管理者